

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第卷八十五第

彙報

ヒックスに於ける同時性の問題……………高田保馬

休戦後の船舶徵發解除過程……………佐波宣平

ホッブスと重商主義……………白杉庄一郎

コンツェルンと持株會社……………靜田均

支那財政改革運動の經過……………柏井象雄

名古屋に於ける機業の近代化……………堀江保藏

行發月三年九十和昭

## 名古屋に於ける機業の近代化

堀江保藏

### 一 序 言

大正十三年に名古屋商工會議所が工都名古屋の振興方策に關して諸家の所見を求めた際、名古屋の工業發展を阻害する恐れある點として諸家が開陳したところは、申し合せたやうに、名古屋人の商業家的な一般の氣風に加ふるに、土地投機熱の旺盛といふことであつた。その代表的ものを掲ぐるに、「當地方に於ける土地投機熱旺盛と、工業經營自體に興味を有し利殖を次に置くべき事業家の僅少なることが、多大の障碍と認めます。(中略)工業經營を樂むべき真正の事業家の少き事は、獨り當地方のみならず、恐らく日本全體に涉れる通弊と存じますが、在來當地方に於て富を造りたるものは、土地關係者にあらざれば比較的織物關係者に多く、此等の關係者は大抵所謂問屋筋にして、

自ら工業を經營せず、既成商品の販賣仲介者即ち利鞘を見るを本業とし、工業經營者は多く其願使に甘んじて商品の製作に従事して居ります。これ當地方に於て家内の小工業の著しく發達したる理由でせう。近來創設の大工場も大部分他地方の事業家の手に成れる點を参照すれば、自ら其消息に通ずる事が出來ます』云々と。<sup>1)</sup>

土地投機熱の旺盛といふ點は姑く措き、工業經營そのものを樂しむよりも商業利益を重んずるの態度は、粗製濫造の弊が甚しかつたことから説明せられる。具體的には、仲介商人が見本によつて小工業者に注文を發する場合、見本品價格以下で注文する慣習が存し、それが各種の工業に互る結果、一般的に粗製濫造の弊を生ぜしめた。尤も製造業者にも一時を糊塗せんとする傾向が多分に存したが、かゝる傾向は仲介商人に支配せらるゝ小工業に於て著しく、また仲介商人がかゝる仕方利益を追及せんとする限り、小工業の大工業への發展は困難なる状態にあつたのである。<sup>2)</sup>

1) 工政會編「名古屋地方の工業的價值と其の將來」。  
2) 名古屋經濟會編「粗製濫造の問題」(大正六年)參照。

本稿に於て私は、名古屋に於ける工業の近代化過程を機業を例にとつて概観し、商人勢力の優位性乃至は商業家的な一般の氣質が該過程を如何に歪曲して來たかを説明し、以て中小工業の歴史的研究の一端としようと思ふ。

## 二 機業の發達概要

江戸時代、名古屋地方は尾張木綿の産地として著聞してゐたが、市内には佐々耕・結城縞などが家内仕事或は副業として若干製織せらるゝに過ぎず、同市が機業地として發展の緒に就いたのは、明治十年九月久屋町に土族就産所が設けられ、そこに愛知縣織工場が設置せられて以後のことである。同工場は専ら土族の婦女に洋品代用の巾着小倉・綿フランネル及び普通の結城縞の製織技術を傳習せしめ、以て土族就産の一端たらしむることを目的としたものであつて、十二年にはその分工場が市内三ヶ所に設けられ、此等分工場に於ては本工場の卒業者をして入場賃織に従事せしめた。

名古屋に於ける機業の近代化

十三年五月末の調査によれば、卒業者は既に三百人を越え、傳習中のもの五十餘人を數へたといふ。同時に市内に物産組・興益組と唱ふる有志者の兩結社起り、右の分工場と同様に主として土族の婦女に入場賃織せしむる目的を以て機業を開始したが、同じく十三年五月末に於ける此等兩組の織工は合せて三百九十人餘に上つた。<sup>3)</sup>

かくの如く愛知縣織工場の設立を劃期とし、機業は土族の婦女を中心として市内に普及することとなり、民間機業の勃興も促されることとなつた。

先づ絹織業は博多織を中心として發達した。即ち明治十二、三年頃野村甚三郎なるもの博多より移住し、堅杉ノ町に工場を設け、織機十二、三臺を据附けて操業を開始した。更に二十五、六年頃竹若伊右衛門亦博多より移住し西新町に於て斯業を開始したが、三十年に至り、同市の織物商瀧兵右衛門その工場全部を譲受け、名古屋絹織物合資會社として新たに發足した。これより斯業の發展には著しきものがあつたが、三十五

3) 「愛知縣勸業雜誌」第一號、13頁以下。

六年に至つて同社及び野村の事業共に互解し、その職工・徒弟は各自織機二、三臺を以て獨立し、こゝに博多織機業の再編成が行はれた。かくして其後一時隆昌を極めた博多織機業も、明治末年に至つて衰頽したが、かゝる過程に於て羽二重・紋織・紬・平絹・紹等の各種絹織物業が發達し、名古屋及びその附近は尾張絹織物工業の中心地となつた。

次に、綿織物と共に同市の織物の双壁をなす絹綿交織物は、前述の愛知物産組が創業以來その製織に努力せるものであるが、二十三年以後、愛知織物合資會社・名古屋製織合資會社等の大規模業者輩出し、三十二年には熊澤鎌太郎が紬緋の製織を開始した。明治末年の主なる製品は紋織物・絲入縮緋・絲入二子木綿・絲入縮木綿・綾糸織・帶地等であるが、其後流行の變遷、技術の發達に應じてその種類・産額を増加したことはいふ迄もない。

第三に綿織物は、前記愛知縣織工場の設置以來その製織次第に盛んとなり、二十年以後その種類も、縮木

綿・緋木綿・綿フランネルの外に足袋底木綿・紋帳地袴地・帶地・毛布など、次第に増加し、従來知多木綿と稱して知多郡の特産物であつた白木綿も、十四、五年以來同市に於て織出されてゐる。總じて綿織物業の發達は綿絲紡績業の興隆に負ふところが多いが、同時に同市の斯業に於て注意すべきは、綿織物がその専門機業者よりも寧ろ絹綿交織業者によつて併せ製織せられてゐることであつて、従つてその製品には柄物が多い。尤も明治末年以後紡績會社の織布兼營が活潑となり、また綿布の輸出が盛んとなるにつれて、多數の生地綿布製織業者が輩出したことはいふ迄もない。

第四に毛織物は、明治三十二年愛知物産組が綿毛或は綿絹毛交織の着尺地を織出せるを以て嚆矢とし、日露戰爭後には野村春吉の織出せる着尺セルヂスの製織盛んとなり、コート地・袴地等がこれに加はり、明治末年急速に發達したものであつて、大正以後殊に前大戰後には洋服地製織の急速なる興隆を見た<sup>4)</sup>。

以上略述せる如く、江戸時代に美濃・尾張等の機業

4) 以上各種織物の沿革に就ては、名古屋稅務監督局編「管内織物解説」、名古屋市編「織物に關する調査」其他參照。

地を控へてゐたといへ、機業らしい機業の殆ど存しなかつた名古屋市が、機業都市として出發したのは明治十年頃であり、而もその發達は急速にして、大正年間には愛知縣機業の中心的地位を占むるに至つた。その發達過程に於ける特徴的な點を一二擧ぐれば、(イ)製織せらるゝ織物は殆どあらゆる種類に亙り、且つ柄物が壓倒的に多いことであつて、この事は中小機業の廣汎なる存在を豫想せしめる。(ロ)獨創性に富む特殊織物の殆ど存しないことである。これは元々同市が機業都市でなかつた當然の事柄であるが、然るにも拘らず機業都市として大を致したのに就ては、その重要な原因の一つとして勞賃の低廉といふことが擧げられる。「尾濃機業取調報告書」には『本邦中機業地として數へらるゝ地方其數甚だ多く、製品の上より之れを見れば、意匠の嶄新織法の精巧を以て世に誇るあり、或は特別の用途あるが爲め世に尊ばるゝあり、然るに尾張地方の織物は單に價の廉なるを以て其特色とするものなりと言はざるべからず』とあり、その原因を勞賃

名古屋に於ける機業の近代化

の低廉に歸してゐる。この事は近時に至るまで變らざるところであつたが、更に他の原因としては機業家の商人的氣質が擧げられてゐる。即ち「織物に關する調査」には「一體名古屋の織物業者は頗る模倣性に富み其品質の如きも物によりて本來の生産地の製品を凌駕するが如きものも亦尠なしとせない、是れ一面より視る時は名古屋織物業者は獨創的製品の産出に苦慮するよりも寧ろ一般的在來の製品を廣く生産して手取り早く生産額を増加せしむるを以て得策とする意嚮氣運が期せずして茲に至らしめたものと觀測するの妥當なるものがある」と記されてゐる。

以上の事柄を考慮に入れつゝ、次に經營形態の發達について一言しよう。

### 三 經營形態の發達

名古屋機業に於ける獨立手工業時代の存否に就ては明かでなく、前に愛知縣織工場及び同場卒業者を收容せる二、三の工場に就て記せる如く、名古屋機業は、

5) 東京高等商業學校編「尾濃機業取調報告書」(明治三十三年)。  
6) 名古屋市編「織物に關する調査」(大正十三年)57頁。

手工的工場工業形態、若くはこれと結合するに出機を以てする形態、を以て出發したと考へて差支へなからう。

その状態が詳細に知られるのは明治三十年以後の事である。前掲「報告書」に據るに、先づ絹織物業にあつては、美濃のそれが大部分賃織(田機)であり、而も概ね農家の庭前仕事である結果、生産高に季節的繁閑甚しきに對し、名古屋市及びその附近のそれは殆ど工場組織によつて行はるゝが故に、生産高は年中略々平均してゐた。職工に就ては『工場に於ける職工は年齢十二歳乃至三十歳の女子多く、男工は概ね其六分一強にありて専ら染色・練白・經練等の力技に従事せり。

(中略)雇入期限は大概三ヶ年にして、雇入の際には機屋間に激烈なる競争行はると云ふ。此外五ヶ年若くは七ヶ年の年期雇あり、其數は前者の約一割に足らず』とあり、その賃銀は出來高に應じ月毎或は半季毎に、一口六錢の割合で食費を差引いて支給する慣はしであり、年期雇の職工には別に賃銀を與へず、食料・仕着

せの外に一ヶ年平均四、五圓の手當を給し、成績に應じてそれに相當の衣服を與へるのが例であつた。

絹綿交織物業に於ては、『工場の設立日々に増加し、賃織(田機)の法漸く衰退の傾向を示せり。而かも賃織工女は他の地方に於ける如く傍ら農業を兼ぬるものな、大抵は製織を専業として生計を營む有様』であり、工場職工の性質に就ては『雇入契約には年期と臨時とあり、年期職工は其數甚だしく全工女の約二十分の一に過ぎず、こは多く小機屋の間に行はるゝものにして、大工場に於ては監督自然に粗漫に流れ其養成に甚だ困難を感じるを以て殆ど此事なし。年期雇の期限は五年若くは七年にして、其間衣食の外に奨勵の爲め手當として普通賃銀の二割を支給し、且つ年末に於て三十乃至五十圓の給金若くは之に相當する物品を與ふ。臨時雇入の場合には、雇入契約成立と同時に機屋より一圓乃至三圓前手當を給す。其雇期間は名古屋にては三年、其他は何れも半年にして、所謂舊正月(二月)舊盆(八月)を其終期とし、一々歸省するの慣習あり、此間殆ど拾

數日工場は全く休業の有様となる。而して工場主は此際改めて雇續の契約を爲すか、然らざれば諸地方に出張して新に工女募集の運動をなすを常とす」と記されてゐる。

以上を通覽するに、先づ工場制度が次第に發達して外部作業としての賃機は著しく衰頽し、殘存せるものも專業化した<sup>が</sup>、それは織物の販路が次第に確定せるに應じた事柄であらう。次に徒弟的性質の工場職工も著しくその數を減じ、短期契約の所謂臨時職工が壓倒的に多數となつた。その所以は、契約自由の精神が發達せること、職工が概ね農家の子女であるため、その家庭が農繁期を願慮して年期奉公制度による拘束を嫌へること、機業家も農閑期に多くの子女を雇入れて低き賃銀を以て働かすことを得策とせること、及び生産工程に手工的熟練を要する程度が次第に減少せること等に存する。尤も所謂臨時職工も尙ほ多分に年期職工の性質を有すること、引用文に見らるゝ如くである。

工場に於ては、ジャカード・ボタンが明治二十五

名古屋に於ける機業の近代化

年頃から盛んに使用せられた。併し乍ら、二十八年にその發明が完成した豊田式動力織機は、一人の工女にて一時に三臺を受持ち得る効率高きものであつて、一時これを試用する者も多かつたが、器械の磨滅・破損や石油のために失費多く、試用のみに終るもの續出する有様であつた。その使用が普及し始めたのは明治末年以降、特に電動力が簡易に得られることになつた大正初年以降の事に屬し、例へば大正八年に於ても手織機二萬一千二百臺、足踏織機約二百臺に對し、力織機は五千五百餘臺を數ふるに過ぎない。従つて前述の工場も實は手工的工場であつて、絹綿交織物業にあつては明治三十年代既に八百人以上の職工を擁するものもあつたが、絹織物工場に於ては精々二十人餘を役使するに過ぎなかつた。

職工及び工場の性質が以上の如くであつたのに加へて一言すべきは、機業家の態度に就てである。右の豊田式織機が發明せられた頃、これに對する一般機業家の態度について、前掲「取調報告書」には次の如く記

第五十八卷

四七一

第三號

九三

7) 東京高等商業學校編「名古屋地方に於ける家内工業調査報告書」(明治四十二年)105頁。

されてゐる。曰く「當地方に於ても現に此機臺を使用し又嘗て之を使用したる者少からず、而かも職工未だ之れが用法に慣れず、且機臺に不完全なる所ありとて之を排斥し去りたるもの多し。余輩固より不完全なる機械の使用を主張するものに非ず。然れども當地方の機業家が一般に進取の氣風に乏しく、従て之が不完全の點を改良し他を益する念慮なく、巨額の費用を投じて据附けたる機臺を取毀ち、其間に國家の財貨を失ふを憾む」と。いふ心は、機業家が目前の利益に捉はれて、發明家を直接間接に援助するが如き態度に出でなかつたことを遺憾とするにある。換言すれば、機業家も未だ商人的氣質を脱せず、職工及び工場の性質と同様に、未だ完全に近代化したとは稱し難い状態にあつた。

其後近時に至るまでの間に、大規模の工場制工業は發展し、職工の性質も變化し、機業家の態度にも多大の進歩の跡が認められた。併し乍ら、尙ほ中小機業が壓倒的に多く残存せること、従つて機業全般に互り商

人の勢力には尙ほ抜くべからざるものがあること、殊に機業家の上述の如き態度にはそれが多大の影響を及ぼしてゐること、等に於て、所謂近代化には一定の限界が存したことは争はれない。よつて次に主として流通過程に於ける機業家の地位を一瞥しよう。

#### 四 機業家の地位

工場職工に對しては雇主であり、賃織業者に對しては織元であるところの機業家も、原絲の仕入れ並に製品の販賣に當つては夫々絲問屋及び織物商人の制肘を受けた。

明治三、四十年代の状態を先づ原絲の仕入れに就て見るに、絹織物業者は絲問屋に對する代金の支拂は必ず現金であり、信用の大なるものにも五日間の猶豫を得るに過ぎなかつた。これ一つにはこの地方の一種の慣習と見るべきも、結局は機業家の多くが資力豊かならず、資力・信用共に大なる絲問屋より屢々融通を受けるのに基く事柄であつた。絹綿交織業者も、一官

に立つ三八の市日に同地の問屋について原絲を購入するのであるが、絲問屋との關係はやはり右と同様であった。

其後大規模機業者は原絲生産者又は大阪其他の大手筋と直接取引を行ひ、以て利益率に至大の關係を持つ原絲の仕入れに際して有利に立廻り得るに至つたが、中小機業者は市内の絲問屋又は附近の小生産者より仕入れるの外なく、従つて資力の關係上絲問屋に制肘せらるゝ状態には依然たるものがある。

次に製品の販賣に就て見るに、大機業者の中には一定の得意先を有し、その注文によつて直接に取引を行ふ者もあつたが、多くの機業者は縞屋即ち買繼問屋若くは仲買商を通じて販賣した。而して取引は多く此等商人の店頭にて行はれたものであつて、これを前掲「取調報告書」によつて見るに、『地方仕入客の店頭に来るあれば、先づ見本に依て賣買の相談をなす。此際機屋・仕入客双方の唱へ値折合はざる時は、店員の中に場造と稱する一種の鑑定人ありて、其評定せる値段を

標準として双方を仲裁す。斯くして賣買の契約成立せば、仲買人は自己の有荷に就き、若くは機屋を巡回して契約品を集め、直に出荷の手續に及び、信用なき買手に對しては往々荷爲替を附す。仲買口錢は賣代金一圓に付金一錢六厘及び一反に付三厘にして、俗に之を一分六厘反三厘と云ふ。(中略)仲買人は機屋に對しては一先づ代金の八割を三十日若くは六十日後拂の手にて仕拂ひ置き、残り二分は信認金として保管し、半季の終りに至りて決算をなす』云々とある。

かゝる取引關係に於て如何なる事柄が生じたか。機業者は原絲の仕入れが通例現金拂ひであるにも拘らず織物販賣代金はその八割を三十日乃至六十日後に漸く支拂はるゝ有様なるが故に、先づ資金に苦むことが多かつた。加ふるに商人は客の不拂を口實として容易に代金の支拂に應ぜず、應ずる場合にも前拂を名として高率の割引を取てすることあり、また年兩度に支拂ふべき信認金も種々の口實の下に確約を守らざるもの多く、更に一旦値入れ後買取つた織物を、その不捌に際

8) 前掲「織物に關する調査」18頁以下。

しては往々返戻して怪まず、これに伴ふ運賃其他の諸失費を機業家の負擔に歸せしむる等のことを行つた。<sup>9)</sup>尤も大機業家にあつては銀行との間の取引も進み、仲間商人を排除してゐたから、かゝる制肘を受けることはなかつたが、通例の形態である中小機業家は、その資力の關係から甘んじて商人の下位に立たざるを得なかつたのである。

右の状態は大正末年に於ても殆ど變つてゐない。即ち大會社には京阪神及び東京方面の大商人と直接取引をなすものもあるが、機業家の多くは仲繼業者・問屋筋(中には仲繼と問屋とを兼營せるものあり)の手を経て取引をなし、小部分を小賣し居れる状態であつて、その割合は直接一分、仲繼六分、問屋二分、小賣一分となつてゐる。<sup>10)</sup>今その機業家と仲繼業者又は問屋との賣買決済の慣行を見るに、從來主として行はれた手形取引は、大正九年の恐慌以來現金取引を主とするに至つたが、現金取引にては商品の取引困難なるため、其後手形取引(大體に於て二ヶ月後拂)が復活して來た。機業家

はこの手形を以て原絲を購入し若くは銀行に提供して割引を受けるが、現金取引の場合には、その歩引は區々であるが、大體に於て契約價格より二分を控除して受取るのを普通とする。機業家と問屋との關係によつては、問屋に於て價格を定め、その内金として八分金又は九分金を渡し、殘額は月末又は半期末に於て決済をなすものもある。<sup>11)</sup>

以上を通覽するに、京阪神及び東京方面の大問屋と直接に取引を行ふ大規模機業家の輩出には著しきものがあつたとはいへ、大多數の機業家は同市の仲介商人の下位に立つこと、明治三十年代或はそれ以前に於ても大正末年に於ても殆ど變らざる状態であつた。尤も商業資本によつて完全に拘束せらるゝの状態は、前後を通じて殆ど見られず、寧ろ同業組合の結成その他の手段によつて、機業家の獨立性は保持せられ、或は多少増進したことゝ考へられるが、資本的勢力關係の相違並に慣習打破の困難は、機業家をして依然仲介商人に制肘せらるゝを餘儀なからしめたのである。

9) 前掲「名古屋地方家内工業調査報告書」101頁。

10) 前掲「織物に関する調査」26頁。

11) 同上、61頁。

## 五 結 語

以上述べたところから主なる論點を要約すれば次の如くである。

(イ)名古屋の機業は美濃及び尾張郡部の機業に比しその發展過程を通じて近代化が速かに、且つその程度が高かつた。工場制度の速かなる興隆並に賃機の急速なる衰頹がそれを示す。(ロ)併し乍ら工場の機械化が遅々として進まなかつたこと、並に職工が永く年奉公人の性質を脱しなかつたことを考慮するならば、所謂近代化も頗る割引して考へねばならぬ。(ハ)これには織物の種類が多種多様に互り、大量生産に適せず、従つて中小機業の存續を許し若くはそれを以て有利とした事情を先づ擧げねばならないが、流通過程に於て商人の勢力が強く、機業家はたとひこれに従屬するまでには至らずとも、資力の上で常に商人に制肘せられて來たことをも併せ考へねばならぬ。(ニ)かくて機業家も商業家的氣質を長く脱し切らず、序言に於て指摘せるが如き名古屋全體の商業家的雰圍氣を醸出す上に一役を演じてゐたのである。